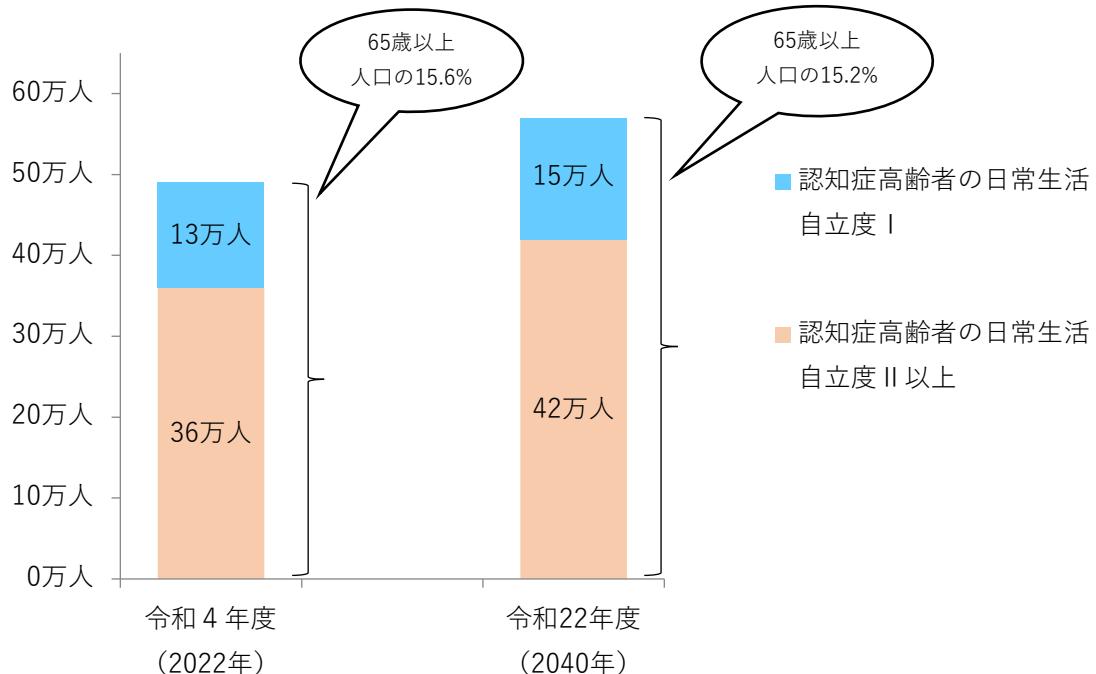


＜認知症のある高齢者の推計[東京都]＞



資料：東京都福祉保健局高齢社会対策部「令和4年度認知症高齢者数等の分布調査」

※ 新型コロナウイルス感染症のまん延により認定調査が実施できず、日常生活自立度が不明の者が多数存在したため、令和4年度の認知症のある高齢者数の算出に当たっては、自立度不明の者を自立度I以上の高齢者の出現率により案分し算出している。

(「東京都認知症施策推進計画」概要版から抜粋)

《参考》認知症高齢者の日常生活自立度の判定基準

		自立	日常生活自立度IからMに該当しない(認知症を有さない)方
何らかの認知症のある状況がある 支援が必要又は 見守りがりが必要	I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的に ほぼ自立 している。	
	II (a, b)	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、 誰かが注意していれば自立できる。 (a=家庭外で b=家庭内でも)	
	III (a, b)	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、 介護を必要とする。 (a=日中を中心 b=夜間を中心)	
	IV	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、 常に介護を必要とする。	
	M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、 専門医療を必要とする。	

資料：厚生労働省通知 (平成21年9月30日付 老老発0930第2号)